



2024年5月23日

東京国際知的財産仲裁センター
IACT 事務局長

データ証明制度について

ご利用の皆様

日頃より東京国際知的財産仲裁センターをご利用いただきまして、厚く御礼申し上げます。

2024年6月23日より、特定データの存在あるいは状況の事実の証明を付与するサービスを弊所において提供させていただくことといたしましたので、お知らせさせていただきます。

A. 背景

データサイエンスの急速な発展と普及に伴い、巨大データの活用による新技術開発は加速するばかりです。米国特許庁も、AIを利用した発明が絶対に特許を受けられないわけではないとしつつも、ガイダンスを公表し、AIが貢献した発明の場合に、イノベーションに対する人間の貢献が特許の資格を得るのに十分なほど重要であるかどうかを判断すべきと要求し、1つ以上のAIシステムの支援を受けて人間が作成した発明についての発明者決定手続を慎重に実施させることとしました。¹

¹ USPTO issues inventorship guidance and examples for AI-assisted inventions, United States Patent & Trademark Office (Feb. 12, 2024), <https://www.uspto.gov/subscription->

企業において、通常業務において顧客や提携先との取引に関する情報を取得、保有することはもちろん、事業を最適化するプロジェクトや、コスト削減のための作業の過程で、新たにデータを作成したり、あるいは他社のデータを獲得することも稀ではなくなってきています。一方、産業的な価値のあるデータに関する経済的社会的な位置づけについては、昨今議論が高まっており、重大な問題がはらんでいることが広く理解されるようになりました。

例えば、欧州連合においては、欧州の国の個人に関する情報について網羅的で強力な規制である一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation) を打ち立てました。この規制は、ヨーロッパ全体にわたるデータプライバシー規制を、調整し統一するために作成されたもので、2018年5月25日の時点で全欧州連合構成国において適用されています。ヨーロッパ居住者のプライバシーに関わる情報を取得する場合には、同規制を遵守する必要があります。²アジアに目を向けると、中国において、データセキュリティ法 (DSL) が2023年に施行され、中国におけるデータの収集、処理、保存、使用、転送方法を規制されるようになりました。³日本企業であっても、中国の国家安全保障、公共の利益、または中国国民や組織の法的な権利と利益を損なう、中国領土内および国外でのすべてのデータ活動について、同法に基づく規制を受ける可能性があります。米国でも、州政府が、表現の自由との関係に配慮しつつ、一定のデータの取得、移動、利用について立法で規制がされています。⁴連邦政府でも、国家安全保障に関連する米国内のデータについて利用を制限する規制を、2024年2月28日、大統領令 (EO) によって行いました。⁵

[center/2024/uspto-issues-inventorship-guidance-and-examples-ai-assisted-inventions](https://www.uspto.gov/center/2024/uspto-issues-inventorship-guidance-and-examples-ai-assisted-inventions).

² [General Data Protection Regulation \(GDPR\) – Legal Text \(gdpr-info.eu\)](https://gdpr-info.eu/)

³ Shane McNeil, *How China's New Data Security Law Impacts U.S. Industry*,

CLEARANCEJOBS

(Dec. 5, 2023), <https://news.clearancejobs.com/2023/12/05/how-chinas-new-data-security-law-impacts-u-s-industry/>.

⁴ STEPHEN P. MULLIGAN & CHRIS D. LINEBAUGH, DATA PROTECTION LAW: AN OVERVIEW 64 (2019),

<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45631#:~:text=Finally%2C%20from%20a%20First%20Amendment,more%20stringent%20review%20by%20a> (“several approaches that would seek to regulate the collection, use, and dissemination of personal information online may have to confront possible limitations imposed by the First Amendment of the U.S. Constitution”).

⁵ Samm Sacks et al., *Mapping U.S.–China Data De-Risking: Accumulating barriers and safeguards for data transfers*, FREEMAN SPOGLI INSTITUTE (2024).

B. データ証明の必要性

このような状況下で、各企業は、どの時点でどのようなデータを自己が保有していたか、公的な証明を受けることが必要となってきました。これまでのところ、データをバックアップをとる、データファイルのコピーを保管しておく、というやり方で、自己の保有していたデータの内容の一定性あるいは内容の変遷を明らかにする試みがなされてまいりました。しかし、データの作出自体が争われている場合、データ改ざんが瞬時に可能な場合、又はデータの授受が予定されている場合に、これらでは十分な証明とはなり得ません。

前述のとおり、欧州連合においては、以前より、プライバシー保護の観点からも無制限なデータ獲得、解析等を規制すべき問題として取り扱っていました。近年、データの預託について、欧州連合内で基準が設けられましたが、基準は厳格に設定されています。Big data の利用、あるいは規制への対抗措置の一部としてデータの証明の必要性は高い一方、最も利益を享受する制度が必要とされています。⁶そこで、国際的な中立機関として、IACT では、データの状況について（データ内容、データ所在を含め）証明を付与する制度を開始する運びとなりました。DSC はデータに大きな経済的価値があるという事実を立証することができます。

C. データ証明制度

1. 申込可能な方

個人、法人を問いません。申込者であるとされている個人あるいは団体の同一性を十分に証明できる資料を提出くださいますよう、お願いいたします。

2. 申込方法

申込書（下記 link から入手可能）に申込人様のお名前等必要事項を記載していただき、IACT 事務局に Email にて提出していただきます。IACT にて申込書を受領・確認後、追加資料の提出と手続費用の提出をお願いします。追加資料（本人確認資料）と手続費用の提出がなされた際に、申込がされたとみなされます。

3. 証明の内容について

証明内容については、現時点で以下の種類があり、これに加えて特別な条件を課すことが可能とします。

- データ内容要約証明(データを読み込むコンピュータプログラムにより表示されるデータの部分の証明)

⁶ 欧州連合は電子的な認証、信託について、包括的な基準を樹立し、eIDAS として公表し Conformity Assessment Body (CAB)が判断できるようにしました。ISO/IEC 27001 の情報安全管理の基準も充足することが必要になります。

- データ内容完全証明(データを読み込むコンピュータプログラムにより表示されるデータの全体の証明)
- データ状況概要証明(ファイル・データ種類、データの各特性の内容、可読化された状態の内容、所在地、管理方法)
- 過去・復元データ証明(データの以前の内容が保存あるいは復元されており、可視化することが可能な場合に、可読化された状態の内容等)

4. 証明の時点

証明は、単一時点での事実の証明の他、何度も日時を変えて行う複数回証明もあります。

5. 証明費用

証明費用は、必要な証明事項、データ規模、データ形式、データ保管場所・保管状況、弊所へのアクセス付与方法等に応じて相違いたします。申込書において記載された内容だけで明確に決定できる場合がありますが、追加の状況の確認が必要になる場合もあります。IACT ではできる限り即時に見積もりを提示し、見積もり費用の根拠を説明いたします。

今後も、さらなるサービスの充実に努めてまいりますので、引続きご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ご遠慮なくご質問下さい (info@iactokyo.com)。ご質問には 24 時間以内に回答できるように努めております。

以 上